

みどり市民病院院内保育所運営業務委託仕様書

本仕様書は、名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院院内保育所運営業務委託において、良質かつ安心・安全な保育サービスが提供されることを目的として、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の間で適用するものとする。

1 保育所の運営理念

乙は、以下の運営理念を尊重して保育所の運営を行うものとする。

(1) 保育理念

- ・自分の夢を自分の力で実現できる人
- ・いろいろなことに興味を持ち、自分で考えやってみる気持ちを持つこと
- ・思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること
- ・安心できる「心の基地」があること

(2) 保育の基本方針

- ・自主性を育てます。
- ・個性を大切にします。
- ・思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」をめざします。
- ・自然との触れ合いを大切にします。

(3) 運営方針

- ・子どもの安全と健康を第一に考えて運営します。
- ・保護者の育児にかかわる様々な問題に取り組み、子育てを支援していきます。
- ・名古屋市立大学附属みどり市民病院（以下「病院」という。）の教職員等にとって働きやすい環境、研究・学習を支援する環境をつくるため、院内保育所運営委員会の協議に基づき質の高い保育を目指します。
- ・認可保育所の基準を満たす職員を配置するとともに、延長保育及び夜間保育（以下、「特別保育」という。）に配慮した職員の配置を行います。
- ・職員の資質向上を図るため、職場内での話し合いや様々な研修を位置付けていきます。

2 履行期間

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

3 履行場所

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院（名古屋市緑区潮見が丘1丁目77番地）院内保育所（施設名：ぼんぼこ保育所）

4 保育運営内容

保育所の運営内容は以下のとおりとする。

(1) 保育対象

生後57日から3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教職員の子

ただし、緊急かつ一時的な入所が必要な場合は、小学校就学までの間にある子を対象とする。

(2) 開所日

日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日・12月29日から1月3日までを除く日。なお、土曜日は原則閉所とし、利用希望のある場合のみ開所とする。ただし、これらの閉所日において、病院が平日と同様の運営を行う等、病院の運営上特に必要と認める場合は開所日とすること。

※土曜日の開所に係る契約は発生の都度行うものとする。土曜日の開所に係る費用は、本仕様に基づく入札金額には含まないものとする。

(3) 保育時間

①基本保育 8:00から18:30まで（平日）

②延長保育 7:00から8:00、18:30から20:00まで（それぞれ月12回）
（基本保育の児童に対し実施）

③一時保育 8:00から18:30まで（平日）

※②の実施回数については予定回数であり、利用希望の状況によって変更することができる。

※いずれの区分においても、院内保育所利用申し込みのない日は開所しないものとする。なお、開所しない日には、職員は常駐しないものとし、本仕様書4（8）日常の清掃及び室内整備の実施に定める清掃以外に、本仕様書に定める保育所運営に係る用途でのみ使用できるものとし、使用する場合は事前に甲に承認を得るものとする。

※職員の希望により夜間保育を実施する場合があります。夜間保育に係る契約は発生の都度行うものとし、本仕様に基づく入札金額には含まないものとする。

(4) 給食等

乙が給食及びおやつを提供を行う。保護者との連携に努め、アレルギー対応食の実施と食育の充実を図ること。

(5) 入所乳幼児予定数 3名（0歳児2名、1歳児1名）

* 甲は入所乳幼児数を、受け付けた入所の状況に応じて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす人数の範囲内で変更することができる。

(6) 利用登録

保育所の利用を希望する教職員は、利用開始する1か月前までに利用登録を行う。また、毎月25日までに翌月分の利用日・利用時間を保育所に申請する。利用予定に変更が生じた場合は、速やかに院内保育所に連絡するものとする。土曜日の開所及び夜間保育に係る利用登録については、利用希望があった場合に甲と乙が都度相談し、決定するものとする。

(7) 日常の清掃及び室内整備の実施

乙は、開所する日は1日1回以上の清掃・消毒を行い、清潔な環境を保つものとする。開所しない場合でも、少なくとも月に1度、清掃・消毒を行い、清潔な環境を保つものとする。清掃は、原則2名以下で行うものとする。なお、開所していない場合に清掃を行う際は、日程を都度甲と取り決めし、清掃後には甲の立会いのもと、検査を行うものとする。

(8) 避難訓練等の実施

乙は、基本保育を行う場合、月 1 回以上避難訓練を実施するなど、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に定められている事項を遵守し、的確な安全確保策を講ずること。基本保育を行わない場合でも、当所に勤務する可能性がある乙の職員には、消防法等に定められている事項を遵守し、的確な安全確保策を講ずることができるよう、適宜避難訓練等を実施すること。また、乙は、年 1 回以上、不審者が来所した場合の対応訓練を実施すること。

(9) 健康診断、身体測定の実施及び健康管理

ア 乙は、基本保育を利用する在所乳幼児に対し、年に 2 回病院の小児科医師の往診による健康診断を行うこと。

イ 乙は、身体測定を月に 1 回、保育園で行うこと。

ウ 乙は、園児の保育上、健康管理は重要な事項であるため、保育者は健康管理の知識を身につけて、健康管理に資すること。

(10) 園児の安全への配慮

ア 乙は、園児の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、甲はこれに協力するものとする。事故が発生した場合、乙は速やかに甲に報告するとともに誠意を持って対処すること。

イ 乙は履行期間中、次に掲げる各保険に加入するものとし、それらを証明する書類を甲に提出すること。

(ア) 損害賠償保険

(イ) 普通傷害保険

5 保育に従事する職員

業務遂行のために、乙が従事させる職員は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 保育士資格を有し、保育の実務経験が相当期間ある常勤の園長を 1 名配置すること。

※常勤とは週 5 日以上であり、週当たりの所定勤務時間が 30 時間以上である者をいう。

(2) 保育に従事する職員は、入所乳幼児数に応じて児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす人数の保育士配置とすること。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、年齢区分ごと（0 歳児は 3 名につき保育士 1 名、1・2 歳児は 6 名につき保育士 1 名）で計算した数を小数第二位を切り捨て、合計して小数第一位を四捨五入し、それに 1 を加えて求めた人数とする。

(3) 1 日において保育に従事する職員のうち、3 分の 1 以上は常勤職員とする。

(4) 職員の 3 分の 1 以上の者が、正規職員として保育士の業務を行った経験がある者であること。

(5) 保育に従事する職員数は、入所乳幼児数により適宜増減できるものとする。

(6) 保育士は年度途中での、交代は行わないこと。やむを得ず保育士を交代させる場合、乙は必ず事前に甲と協議を行うこと。

(7) 防火管理者 1 名を定め、必要な事項を実施させること。

(8) 年間の平均園児数見込みに応じて愛知県病院内保育所運営費補助金交付要綱に規定する病院内保育施設の種別に応じた必要保育士数を満たす職員配置に努めること。

(9) 乙は、利用者から提出された保育所利用予定表等に基づき、人員配置を適宜増減できるものとする。ただし、開所する日においては、前 2 号に定める人数の保育士配置を行うこと。

(10) 乙は、児童福祉法第 18 条の 20 の 4 に基づき、保育士を任命又は雇用する者(以下「採用責任者」という。)として、保育士を任命又は雇用するに当たり、保育士特定登録取消者管理システムを活用すること。

6 施設設備

建物	構造：鉄筋コンクリート造	延床面積 100.08 m ²
乳児室	24.03 m ²	
保育室	39.14 m ²	
調乳室	11.8 m ²	
トイレ	10.08 m ² (便器 5 個)	
その他	15.03 m ²	
園庭	あり	

7 情報公開及び調査等

乙は、甲及び保護者等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。

8 保育料及び保育料の徴収方法

(1) 保育料の種類

- ア 基本保育料
- イ 延長保育料
- エ 一時保育料

※基本保育料に給食費を含む。また、保育料については甲が決定し、甲の収入とする。

(2) 保育料の徴収方法

乙は、各入所乳幼児の毎月の利用実績を翌月 2 日（土日祝にかかると場合はその翌営業日）までに甲へ提出するものとする。甲は、提出された利用実績に基づき、各教職員の給与から保育料の天引きを行う。

9 業務負担区分

業務負担については、原則として下表によるものとする。

番号	項目	甲	乙	保護者
1	管理運営責任者（園長）		○	
2	認可外保育施設に対する指導監督	○	○	
3	入所用パンフレット作成	○	○	
4	利用者への説明	○	○	
5	入所者の決定	○		
6	入退所手続		○	
7	保育日時予定表作成			○
8	名簿管理等		○	
9	運営委員会の開催等	○	○	○
10	保育料の徴収に必要な資料等の作成		○	
11	保育料の徴収	○		
12	保育職員の採用		○	
13	保育内容の調整		○	
14	保育職員の労務管理		○	
15	保育日誌、事業報告書等の作成		○	
16	給食の提供、下膳等		○	
17	おやつ、ミルクなどの提供		○	
18	乳幼児の健康管理（入所時および年2回の健診を含む）		○	○
19	乳幼児の賠償責任保険・傷害保険への加入		○	
20	おむつ、着替え、布団上下、毛布、タオルケット、バスタオル、 汚れ物入れ等			○
21	安全衛生管理	○	○	
22	施設の維持管理、保守点検及び法定点検の管理	○		
23	日常の施設の維持管理		○	
24	日用品等の消耗品、保育教材の購入		○	
25	什器・備品の購入	○※1		
26	施設・設備の修繕	○		
27	行事		○	○
28	保護者会の開催等	○	○	
29	保育に対する苦情対応		○	
30	経理処理業務		○※2	

※1 什器・備品については、原則として甲が購入したものを、乙に無償貸与する。

※2 乙は、経理処理の状況を定期的に甲に報告する。

10 費用の負担区分

No.	項目	甲	乙
1	光熱水費及び燃料費	○	
2	遊具及び備品の購入	○	
3	施設の修繕	○	
4	備品類の修繕	○	
5	給食に要する経費（食器及び備品購入費）	○	
6	保育に必要な消耗品、衛生用品、保育材料、行事に要する費用等	○	
7	事務用品に要する費用	○	
8	電話代及び通信運搬費		○
9	保育職員の健康診断に要する費用		○
10	乳幼児の健康診断費用（入所時、在所中年2回実施）	○	
11	保育職員の研修及び教育に要する費用		○

11 業務委託費用の支払方法等

（1）委託料

委託料の額は本契約で定める概算契約金を上限とし、月次の入所者数により変動するものとする。また、月曜日から金曜日までの基本保育に係る固定経費として賠償責任保険・傷害保険（以下、「保険」という。）への加入費用等の諸経費及び清掃費を含む事務作業費とする。その他、教材、印刷等の経費及び実費相当として特別保育にかかる経費、給食等にかかる経費及び消耗品費等を含むものは、基本保育の利用があった際に月次で合算したものを変動経費として請求することとする。なお、基本保育の利用者が0名である月は、保険等の諸経費及び清掃費を含む事務作業費のみとする。一時保育料は、基本保育の利用者が0名である場合の配置人数で対応が可能な人数までは基本保育の利用者が0名である月の費用に実費等を追加したものとし、利用者数が増え、保育士の配置基準を満たすために増員が必要となった場合は、配置人数に応じた別途費用を追加請求することとする。

（2）支払方法

甲が検査を行い契約に定めた事項に適合すると認めるときは、乙へ委託料を支払うものとする。検査に係る提出書類は、甲が指定する報告項目を満たすものであること。

乙は毎月、契約金額（年額）のうち、履行月分の前項に定める固定経費にかかる金額と実費相当の変動経費の金額を併せて履行月の翌月15日までに請求するものとし、甲は検査書類と併せ請求内容が適切である場合には翌月末日までに乙に支払うものとする。請求書では、前項の固定経費と変動経費を分けて記載し、変動経費については可能な限り用途が分かるように記載すること。

12 業務の引継ぎ

乙は、事前に甲と十分な協議を行い、履行期間前に院内保育所の運営業務を行っている事業者から十分な業務の引継ぎを受け、現在行われている院内保育所運営業務の質を担保し、更なる向上のために努力しなければならない。また、履行期間が終了する際には、乙は本契約の終了後に保育所の運営を行うこととなる事業者に対し、十分な業務の引継ぎを行わなければならない。その際に発生する費用は、乙及び当該事業者がそれ

ぞれ負担するものとする。

13 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 乙が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

14 遵守事項

乙は、業務の実施に当たり、善良な管理者の注意を払うとともに、関係法令に基づき次の事項を遵守しなければならない。

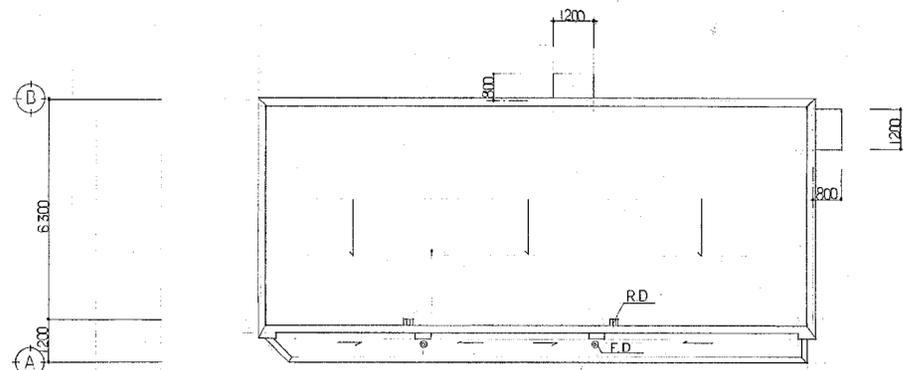
- (1) 本仕様書のほか、甲が規定する運用規程等に沿って業務を行うこと。
- (2) 甲の指示に誠意を持って対応すること。
- (3) 常に業務改善のための研究、努力を行うこと。
- (4) 業務を履行するに当たり、別紙 1「情報取扱注意項目」及び別紙 2「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

15 注意事項

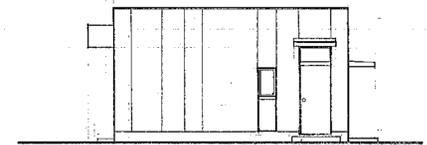
- (1) 乙は、甲が要請した場合には、職員を研修、会議等に参加させることができるものとする。
- (2) 病院の運営状況等により、開所日・開所時間等の変更が必要となった場合は、甲は、乙と協議の上、それらを変更することができるものとする。
- (3) 名古屋市立大学等から実習の受入れや研修に関する協力依頼があった場合には、可能な限り対応するように努めるものとする。
- (4) 本仕様書に明記のない事項、本仕様書等について疑義が生じた事項及び甲又は乙の都合により変更の必要が生じた事項は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

16 その他

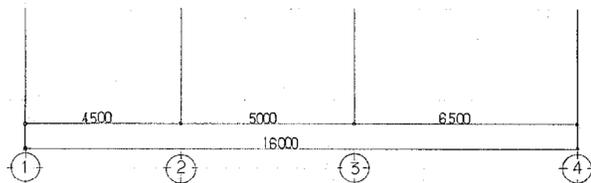
- (1) 甲の協力の上、入所定員を満たすに至るまで入所児童数の増加に努めるものとする。
- (3) 保育に従事する者は、病院敷地内及び周辺道路において喫煙しないこととする。
- (4) 全ての項目において、認可外保育施設指導監督基準（平成 14 年 7 月 12 日雇児発第 0712005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、名古屋市認可外保育施設運営及び保育に関する基準及び愛知県の病院内保育所運営費補助金の支給要件を満たす保育を実施すること。



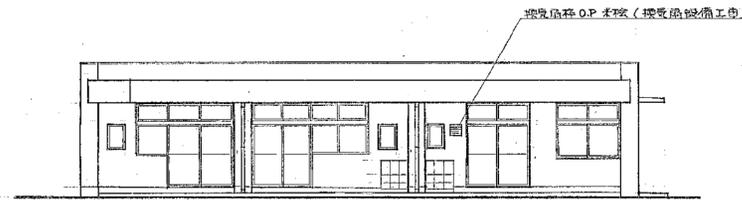
側面図 1/100



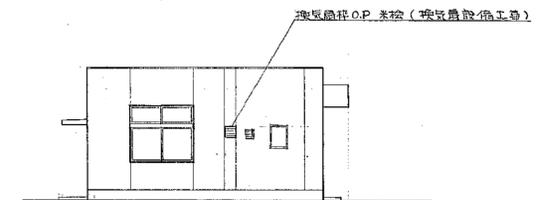
側面図 1/100



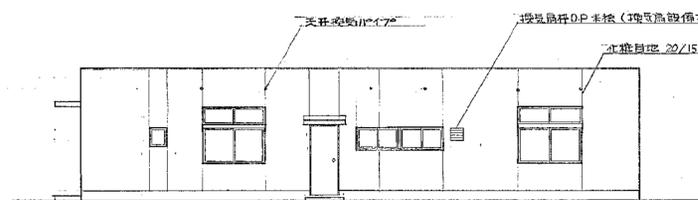
側面図 1/100



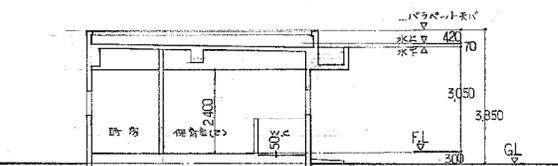
正面図 1/100



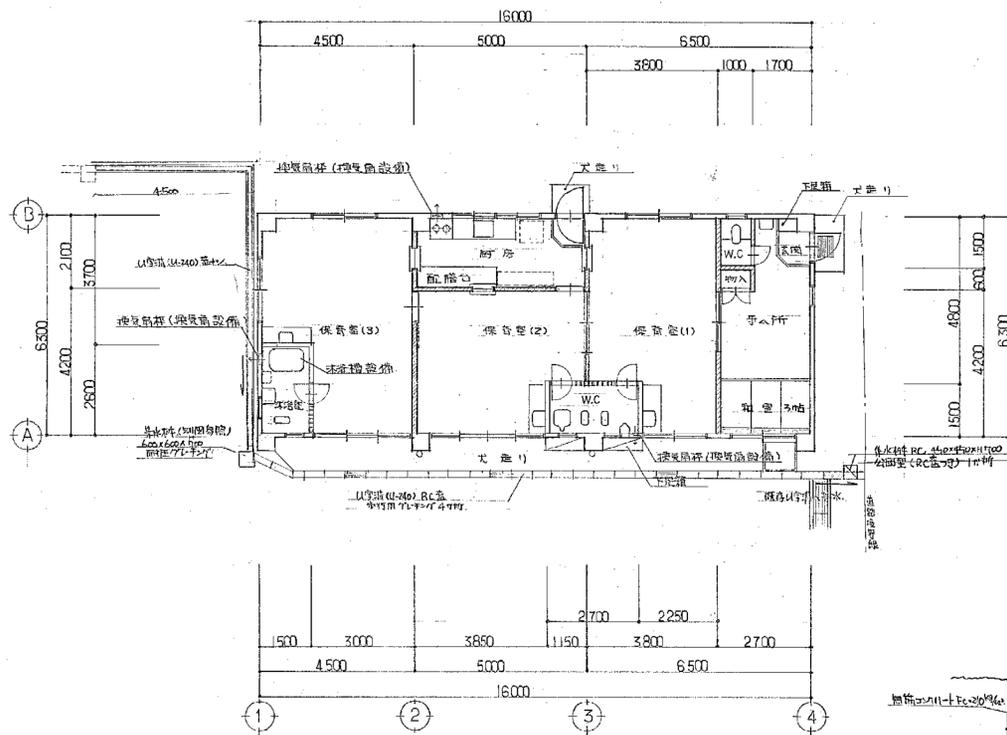
背面図 1/100



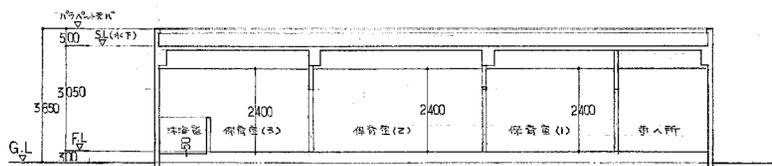
正面図 1/100



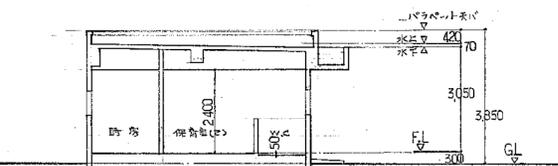
背面図 1/100



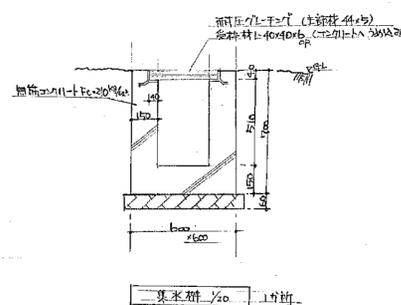
平面図 1/100



断面図 1/100

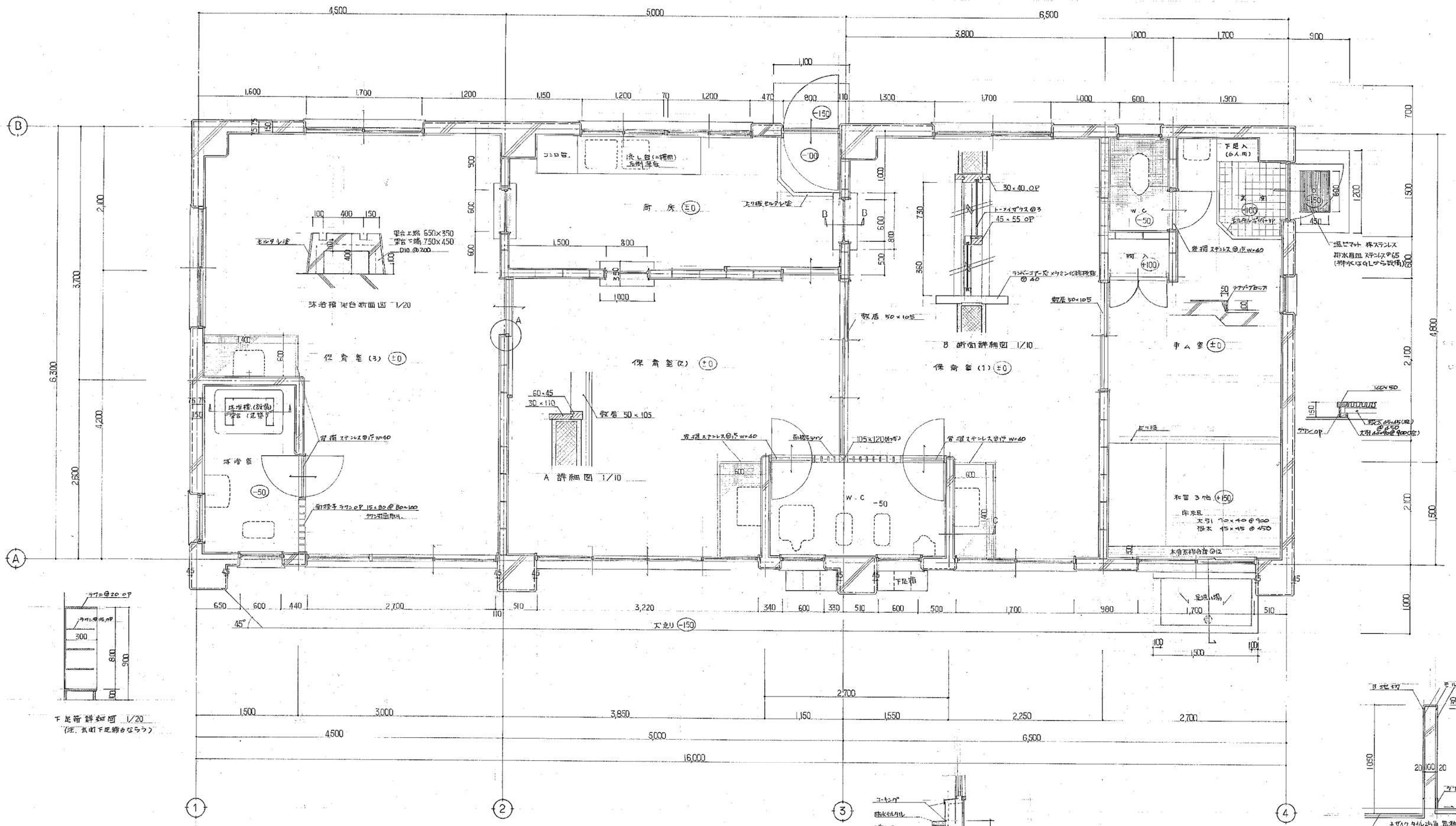


断面図 1/100



見本群 1/50

緑市民病院保育所新築工事 設計図			
平面図・断面図	No. 3		
縮尺	1/100	11	
設計	昭和53年7月		
名古屋建築局 設計課			
本図記入寸法は特記を限り「MM」単位とする			
株式会社 青葉建築設計事務所			



緑市民病院保育所新築工事 設計図	
平面詳細図	No. 5
縮尺 1/30	11 月
設計	1953年9月
名古屋市建築局管轄課	
本図記入寸法は特記なき限り「MM」単位とする	
株式会社 青葉建築設計事務所	

特記なき場合は寸法は20。
 // 上リ・下リはアロウの厚は100。(A欄数折は5070)
 出隅は面取とする。
 天板は鉄板とする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにはほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
(1) 契約を解除すること。
(2) 損害賠償を請求すること。
(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（保護条例第2条第7号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
 - 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
 - 3 乙は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第14 乙は、甲が所有する記録媒体の廃棄又は貸借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。
 - 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

総則

第1条 乙は、日本の法令を遵守し、甲の提示した仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限内に、契約の目的物（以下「物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

（当然履行義務）

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することができない。

（検査及び引渡し）

第4条 乙は、物品を納入したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の検査において必要があると認めるときは、物品について試験又は検用を行うことができる。

3 第1項の検査に要する費用及びその検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失は、すべて乙の負担とする。

4 第1項の検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

5 物品の引渡しは、引渡場所において第1項の検査に合格したときをもって完了する。
（検査の立会い）

第5条 乙は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 乙は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
（補正、引換え及び直回採用）

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部の第4条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までにその物品の補正又は引換をしなければならない。

2 甲は、検査の結果、物品に僅かの不備な点があった場合において、使用上支障がないと認めるときは、甲の認定する額を値引きのうえ、これを採用することができる。

（代金の支払）

第7条 乙は、物品を完納し、第4条第1項の検査に合格したのちでなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

2 契約代金の支払日は甲が乙から支払の請求を受けた翌月の25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）とする。

3 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

4 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。
（延滞金）

第8条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額と契約締結の日における政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基準となる日数とは、検査に要した日数及び第6条第1項の規定によって完全履行をさせるため最初に指定した日までの日数を算入しないものとする。

（危険負担）

第9条 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生じた損害である場合を除き、乙の負担とする。

（目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任）

第10条 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を引渡した場合におけるその不適合について、担保の責任を負わなければならない。この場合において、乙が負う担保責任の期間は、甲がその不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った時から1年以内とする。

（履行期限の延長）

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

（契約内容の変更）

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、物品の数量若しくは履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができる。

（協議による契約の解除）

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 乙は、前条の規定により物品の数量を変更したため、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき、又は履行の中止期間が契約期間の3分の2以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、契約の解除をすることができる。

（甲の解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

- 1 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- 2 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- 3 契約の履行に当たり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- 4 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- 5 この契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- 1 契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- 2 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで契約をした目的を達することができないとき。
- 4 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないのでその期間を経過したとき。
- 5 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の履行に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が滞付されていない場合で、乙が履行保証因果契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に滞付しなければならない。

（適合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号の一に該当したときは前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第1項に規定する催告を要しないものとする。

（1）乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第4号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定による違反（以下「独占禁止法違反」という。）をするとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第52条第1項に規定する排除命令を受け、当該命令が確定したとき。

（2）乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第36条の6若しくは第198条又は独占禁止法第39条第1項、第40条第1号若しくは第2号若しくは第35条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

（3）前2号に規定するもの以外、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第36条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第3項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

（契約解除後の既納物品の取扱い）

第16条 甲は、前条第1項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、その全部又は一部を取得し、その代価を支払うことができる。

2 乙は、前項の規定によって甲が取得した物品以外の物品を甲の指定する日までに、自己の負担において引き取らなければならない。

3 乙が前項の指定された日までに当該物品を引き取らないときは、乙がその物品に対する権利を放棄したものとみなす。

（適合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第17条 乙がこの契約に関して第15条第1項各号の一に該当したときは、甲が契約を解除するか否かににかかわらず、乙は、契約金額100分の20を乗じて得た額の賠償金と、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

（1）第15条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づき不正な取引方法（一般指定制）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じた行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

（2）第15条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第36条の6の規定に該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第36条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲が生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（相殺）

第18条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

（疑義の決定）

第19条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第20条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。